

令和7年度

介護老人保健施設から介護医療院への転換事業者

募 集 要 項

令和7年7月

前 橋 市

1 募集の趣旨

介護医療院は、「日常的な医学管理」や「看取り・ターミナルケア」等の機能と「生活施設」としての機能を併せ持ち、医療の提供を必要とする要介護者が長期に療養生活を送るために創設された施設です。

介護保険制度の理念を尊重し、長期にわたり療養が必要な要介護者に対し、施設サービス計画に基づき、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行うことにより、その者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを目的とし、「まえばしスマイルプラン（老人福祉計画・第9期介護保険事業計画）」に基づき、令和7年度事業として介護老人保健施設から介護医療院への転換を希望する事業者を募集します。

2 募集概要

事業の種類	介護老人保健施設から介護医療院への転換
募集数	12床
留意事項	・入所者の意思及び人格を尊重し、常に入所者の立場に立って介護医療院サービスの提供に努めてください。 ・明るく家庭的な雰囲気有し、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めてください。

3 応募要件

(1) 応募資格

- ① 本事業申込受付締切日において、介護保険法第8条第28項に定める介護老人保健施設を市内で運営している者であること。
- ② 本市の福祉施策を理解するとともに、本市の高齢者の状況や意向を尊重し、地域福祉の推進と地域交流に積極的であること。
- ③ 施設の転換整備及び事業運営に必要な能力と資力が十分にあり、長期的に健全で安定した介護サービスが提供できること。
- ④ 施設長及び法人役員が介護保険法第107条第3項各号に該当しないこと。
- ⑤ 所管庁の指導監査等において重大な指摘を受けていないこと。
- ⑥ 施設長及び法人役員等が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者には該当しないこと。
- ⑦ 応募時点において国税・県税・市税の滞納がないこと。

(2) 開設準備計画等

- ① 原則として、令和7年度中（令和8年3月31日まで）に転換のための整備を完了し、令和8年4月以降すみやかに開設することができること。
- ② 建物は、建築基準法、消防法、高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律等の関係法令を遵守したものであること。
- ③ 整備・運営計画は、前橋市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成30年9月19日前橋市条例第30号）、その他関係法令・基準・通知を遵守したものであること。
- ④ 転換する土地は、原則として災害レッドゾーン及び災害イエローゾーンでないこと。

災害レッドゾーンとは、都市計画法（昭和43年法律第100号）第33条第1項第8号において規定される開発行為を行うのに適当でない区域内的の土地とする。また、災害イエローゾーンとは、次のいずれかに該当する区域とする。

(7) 土砂災害警戒区域

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の土砂災害警戒区域

(イ) 浸水想定区域等

浸水想定区域等に該当する区域は、次の区域とする。

A 水防法（昭和24年法律第193号）第14条第1項又は第2項の洪水浸水想定区域、同法第14条の2第1項又は第2項の雨水出水浸水想定区域、同法第14条の3第1項の高潮浸水想定区域

B 津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）第10条第3項第2号の津波浸水想定に定める浸水の区域、同法第53条第1項の津波災害警戒区域

C 特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律（令和3年法律第31号）による改正前の特定都市河川浸水被害対策法（平成15年法律第77号）第32条第1項の都市洪水想定区域、同法第32条第2項の都市浸水想定区域

- ⑤ 多床室を整備する場合には、家具、パーティション、カーテン等の組合せにより、室内を区分することで、入居者同士の視線等を遮断し、入居者のプライバシーを確保すること。（カーテンのみで仕切られているものは不可）

(3) 関係機関との調整

地元自治会や近隣住民等に対し、整備に関する情報提供等が行われており、近隣住民の同意が確実に得られる見込みがあること。

4 応募書類

(1) 提出書類

別紙「提出書類一覧」を参照

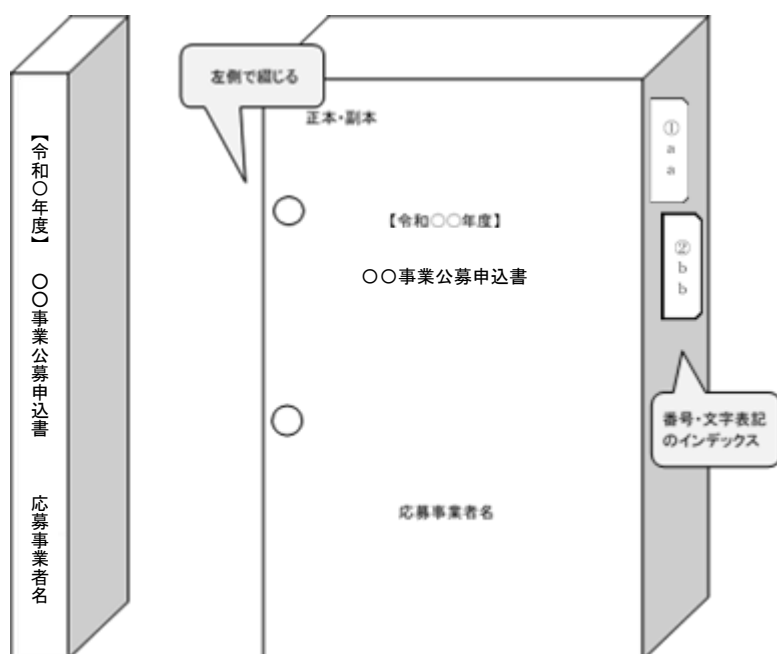
(2) 提出部数

正本1部、副本14部（副本は、写しで可）

(3) 体裁

- ① 各書類は、証明書類など既定のものを除き、原則としてA4版サイズに統一してください。ただし、図面等についてはA3版横で作成することとし、A4版サイズに折り込んで（Z折り）ください。
- ② 項目ごとに番号・項目を記載したインデックス付きの仕切り（白紙）を付けてください。
- ③ 各書類は片面印刷とし、ステープル等で綴じないでください。
- ④ 提出書類は、「提出書類一覧」の項番順に並べ、仕切りを除く各書類の「下・中央」に通しのページ番号を付番してください。
- ⑤ 提出書類は左側に穴をあけ、A4版縦のファイルに綴じてください。
- ⑥ 定款や契約書等の原本を提出できない書類については、写しの提出で構いませんが、必ず原本証明をしてください。（正本のみで可）

【製本の例】



【原本証明の例】

この写しは、原本と相違ないことを証明する。	
年 月 日	
法人名	
代表者	

(4) 注意事項

- ① 応募書類に不足・不備がある場合は、受付できません。
- ② 資料の追加提出や修正が必要となった場合、応募期間内にすべての書類が揃わない場合も受付できません。

- ③ 応募書類受付後の事業計画の変更（内容・図面等）は、原則認めません。
- ④ 応募書類受付後、追加書類の提出を求める場合があります。
- ⑤ 提出された書類は、理由を問わず返却しません。
- ⑥ この募集に関する一切の費用（書類作成及び証明に係る費用負担等）については、応募事業者の負担とします。
- ⑦ 事業計画の中止や選定されなかったことによる一切の損害について、市が責任を負うものではありません。

5 事前申込

応募を予定している方は、下記により事前申込書を提出してください。

- (1) 事前申込連絡票は、令和7年8月1日（金）午後5時までに電子メール又は持参にて提出してください。
- (2) 上記期限までに事前申込書の提出がない場合は、応募できません。
- (3) 事前申込書を提出した後にやむを得ず辞退する場合は、速やかに書面で辞退届を提出してください。

6 応募期間

- (1) 応募書類受付期間及び受付時間

令和7年8月25日（月）から令和7年8月29日（金）まで（土日祝日を除く。）
受付時間午前9時から午後4時まで（厳守）

- (2) 提出場所

前橋市役所 福祉部 長寿包括ケア課 長寿計画係（市役所2階35番窓口）

- (3) 提出方法

応募期間開始前に提出日時を予約した上で、提出書類を持参してください。 郵送、FAX及びメールでは受け付けません。

- (4) 書類提出にあたり、資料の追加や修正の可能性がありますので、締切日直前の提出は避けていただき、日程に余裕をもって提出してください。
- (5) 提出日時の予約がない場合や受付期間及び受付時間を過ぎた場合は応募書類の受付はできません。

7 募集に関する質問

- (1) 質問の受付

令和7年8月22日（金）午後5時まで

なお、8月1日（金）以降の質問は、事前申込連絡票を提出した事業者に限ります。

- (2) 質問方法

- ① 質問票に内容を記入の上、メールで提出してください。メールの件名は、「介護老人保健施設から介護医療院への転換事業者募集に関する質問」としてください。電話・口頭での質問は受け付けません。
- ② 質問は必ず応募事業者から行ってください。（設計会社等からの質問は受け付けません。）

- ③ 応募状況や他の応募者に関する情報、法令等により確認できる事項については、回答いたしません。
- (3) 回答方法
質問事業者に対し、直接回答するとともに、必要に応じて市ホームページに掲載します。

8 選考方法等

(1) ヒアリングの実施

- ① 応募事業者を対象に、前橋市が設置する「前橋市特別養護老人ホーム設置法人選定委員会」においてヒアリングを行います。
- ② ヒアリング等の実施方法及び日程については、あらかじめ応募事業者へ連絡しますので、代表者及び管理者予定者の出席をお願いします。
- ③ 応募状況（応募者多数の場合など）によって、ヒアリング実施前に書類選考を行う場合があります。

(2) 選定

- ① 「前橋市特別養護老人ホーム設置法人選定委員会」において審査・協議のうえ、整備事業者の選定を行い、結果について通知します。
- ② 審査の結果、整備事業者が決定されない場合もあります。

(3) 審査項目

次に掲げる事項を総合的に勘案し、選定を行います。

- ① 法人体制
法人の基本理念、財政基盤、施設運営の状況 等
- ② 事業計画
転換の理由、サービスを提供するにあたっての取組み、職員体制に関する事項、既存の介護老人保健施設の運営 等
- ③ 資金計画
運営資金の収支計画、事業の継続性 等
- ④ コンプライアンス体制等
苦情対応への体制、入居者家族・地域との関わり方 等
- ⑤ 危機管理体制
防災・防犯・事故等への対策及び体制

(4) 審査結果

- ① 応募事業者に対し、審査の結果を文書で通知します。問い合わせには、お答えしません。
- ② 選定された事業者については、事業者名、整備予定地、整備床数を市ホームペー

ジにて公表します。選定されなかった事業者については、公表しません。

- ③ 審査結果についての異議申し立ては、受け付けません。

9 留意事項

(1) 次の事由に該当する場合は、応募を無効とします。

- ① 応募要件を満たさない場合
- ② 提出書類に虚偽又は不正があることが明らかになった場合
- ③ 提案内容・事業運営に関し法令違反が明らかになった場合
- ④ 本市が必要に応じて提出を求めた書類等を正当な理由なく拒んだ場合
- ⑤ 選定に関して選定委員会の委員と接触したことが明らかになった場合
- ⑥ ヒアリングに出席しない場合（ただし、事前に参加できない旨の理由を明示した書面の提出があり、選定委員会がその理由についてやむを得ないものと認める場合はこの限りではありません。）
- ⑦ その他、選定委員会が不適当と判断した場合

(2) 次の事由に該当する場合は、選定を取り消す場合があります。

- ① 大幅な事業計画の変更を市の承諾なく行った場合
- ② 計画どおりに人材の確保ができない場合等、開設に必要な条件を明らかに満たすことができないと市が判断した場合
- ③ 市民の疑惑や不審を招くような行為をしたと市が判断した場合

10 事業開始までのスケジュール（予定）

選定及び転換スケジュールの目安は、次のとおりです。

なお、諸般の事情によりスケジュールが変更になる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

時 期	内 容
令和7年7月17日（木）10時から	事前説明会
令和7年8月1日（金）	事前申込期限
令和7年8月22日（金）	質問受付期限
令和7年8月25日（月）～8月29日（金）	応募書類の受付
令和7年9月	選定委員会（応募書類審査・事業者ヒアリング）
令和7年10月上旬	事業者の決定
令和8年4月以降すみやかに	・事業開始

11 介護医療院の開設に係る手続き等

- (1) 介護保険法に基づく申請
- (2) 職員採用決定、諸規程の整備、職員研修等
- (3) 長寿包括ケア課と介護保険課による現地確認及び適合検査等

12 事業所の指定

- (1) この選定は、介護保険法上の介護医療院開設の許可を確約するものではありません。
開設許可を受けるには、許可を受けようとする日（原則毎月１日）の前々月の１５日までに別途申請が必要となり、基準を満たさない場合は開設を許可できない場合があります。
- (2) 開設許可予定日の約１０日前に現地確認を行うため、それまでに施設の竣工及び備品等の納入、配置、掲示物等の掲載を終える必要があります。
- (3) 開設許可申請の際は、本公募書類に記載した内容を遵守しなければなりません。
- (4) 関係法令の規定の見直し等のやむを得ない事情により設計等を変更する場合は、必ず事前に本市と協議を行い、承諾を受ける必要があります。

13 協議先

- (1) 施設整備に関すること：長寿包括ケア課
- (2) 介護保険法等に関すること：介護保険課

14 補助金

補助金種別	補助上限額
開設準備経費補助金	９８９千円×定員数

- (1) 開設準備経費補助金は、群馬県地域医療介護総合確保基金を活用し、補助金を交付する予定ですが、国及び県の予算の範囲内で採択されるため、補助金が交付されない又は補助金額が変更される可能性がありますので、予め了承いただくとともに資金計画は補助金の交付がない場合も想定して、余裕のある計画としてください。
- (2) 補助対象経費は、対象施設の円滑な開設に必要な経費で、需用費、使用料及び賃借料、備品購入費（備品設置に伴う工事請負費を含みます。）、役務費、委託料又は工事請負費とします。
- (3) 補助金の交付決定前に着手した場合は、補助金は交付できません。
- (4) 開設準備経費に係る業者選定については、原則として、前橋市役務等業務登録業者名簿に登録されている者の中から市内に本社若しくは本店又は本市との契約に当たり委託先として登録している支社若しくは支店（営業所を含む。）を置く事業者とします。本市の契約手続きに準拠し、事業者主催の競争入札により行わなければなりません。なお、入札には本市担当者が立会いのもと実施していただきます。
- (5) 令和７年度中（令和８年３月３１日まで）に事業が完了しない場合、補助金の交付が

できない場合がありますので、十分ご注意ください。万一、事業完了日が変更となる場合は、必ず事前にご相談ください。

(6) 補助金の交付は、当該整備事業完了後の精算払いとなります。

(7) 補助金を受けて整備した施設・設備等の財産を処分（補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取り壊すこと等をいいます。）するにあたっては、制限がかかります。財産の処分を行うには、事前の申請により承認を得ることが必要となり、処分の内容によっては、承認の際に補助金の一部返還等の条件が付されます。

※詳細は関東信越厚生局ホームページをご覧ください。

関東信越厚生局のURL

https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kantoshinetsu/gyomu/bu_ka/kenko_fukushi/tetsuzuki.html

15 整備事業者の再公募

審査の結果、整備事業者が決定しなかった場合、応募自体がなかった場合、整備事業者が選定を取り消された場合は、再公募を行うことがあります。

16 問い合わせ先

前橋市 福祉部 長寿包括ケア課 長寿計画係（市役所2階35番窓口）

住 所：群馬県前橋市大手町二丁目12番1号

電 話：027-898-6134（直通）

FAX：027-223-4400

メール：chouju@city.maebashi.gunma.jp